

八丈町農業委員会

第5回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和7年8月25日(月)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和7年8月25日(月) 9:00~11:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：14名

会長	14	菊池 寛	委員	6	磯崎 典雄
会長職務代理者	13	浅沼 實	〃	7	菊池 勝男
委員	1	浅沼 博之	〃	8	菊池 みゆき
〃	2	加藤 純生	〃	9	金田 可奈利
〃	3	磯崎 正	〃	10	金田 秀彦
〃	4	伊勢崎 武二	〃	11	沖山 至
〃	5	奥山 利平	〃	12	青木 保憲

4.農業委員欠席：0名

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	菊池 家司	委員	5	菊池 有梨沙
〃	2	磯崎 光宏	〃	6	奥山 光洋
〃	3	村口 知功	〃	7	浅沼 幸友
〃	4	浅沼 美和子			

6.農地利用最適化推進委員欠席：0名

7.会議録署名委員の指名： 11番 沖山 至委員、12番 青木 保憲委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願出書の承認について

9.出席事務局職員：事務局長 大澤 知史、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、奥山 万羅
事務局 小宮山 優、西濱 智洋、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷
八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 遠藤 佳成
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古
島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 松屋 美穂

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

会長 それでは時間となりましたので第5回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、11番沖山 至さん・12番青木 保憲さんお願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

会長 次に事務局長活動報告になります。事務局お願いします。

事務局長次長 <事務局長活動報告>

会長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和7年8月25日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、
面積 412㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●●●
譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人(ゆずりうけにん) ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。 作付予定作物 野菜

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外
面積 1,545㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●●●
譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人(ゆずりうけにん) ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。 作付予定作物 ロベレニー

番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内
面積 587㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●●●
譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人(ゆずりうけにん) ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。 作付予定作物 野菜

続いて場所の説明に移ります。資料2ページをご覧ください。

番号1 農地は、西見信号交差点より都道八丈循環線を永郷方面へ約610m進んだ左側の場所になります。3ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料4ページをご覧ください。

番号1 農地は、バス停「伊郷名」より都道八丈循環線を大賀郷方面へ約30m進み右折、町道「中道伊郷名線」を約620m進み右折、そこから道なりに約40m進んだ左側の場所になります。

5ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料6ページをご覧ください。

番号2 農地は、中之郷出張所より都道八丈循環線を榎立方面へ約190m進み右折、約450m進み左折、そこから道なりに約20m進んだ右側の場所になります。

7ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に許可要件について説明します。

番号1 農地の●●●●さんについては、現在、漁師をされていますが、年間200日ほど休みがあり、休みの日に自宅でプランターを利用し、夏野菜等の栽培を行っているとのこと。農地については、しばらく利用されておらず、草が繁茂していますが、農地取得後は草刈を行い野菜を栽培していくとのこと、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については他に農地を所有していないため問題ありません。

番号2 農地の●●●●さんについては、譲受人である●●●●さんの息子さんであり、現在も一緒にロベの栽培を行っております。農地については、既にロベが植えられておりきれいに管理されています。農地取得後も引き続きロベの栽培を行っていくとのこと、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については他に農地を所有していないため問題ありません。

番号3 農地の●●●●さんについては、日頃より家庭菜園や家族のロベの調整作業の手伝いをしており、農地については、草刈等して管理されており、農地取得後は野菜の栽培を行っていくとのこと、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については、他に農地を所有していないため問題ありません。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。

番号1 農地について、大賀郷地域より推進委員6番 奥山 光洋さんお願いします。

推委6番 農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。農地は何年か手が付けられていない状態ではあるが、開墾すれば利用できる状況です。今後の利用にも問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、農業委員8番 菊池 みゆきさんお願いします。

農委8番 隣接箇所に家が建っており、そちらも一緒に購入されるという事で、利用にあたり問題はないと思います。よろしく願い足します。

議長 続いて、番号2農地について桧立地域の推進委員2番 磯崎 光弘さんお願いいたします。

推委2番 畑は見事なぐらい綺麗に管理されており、全く問題ないと思います。よろしく願いします。

議長 続いて、番号2農地について、農業委員3番 磯崎 正さんお願いします。

農委3番 農地は1筆ですが、二手に分かれております。綺麗に管理されており、何も問題ないと思います。よろしく願いします。

議長 続いて、番号3農地について中之郷地域の推進委員1番 菊池 家司さんお願いいたします。

推委1番 農業委員、事務局と見てきました。石垣などがありますが、ロベの下刈りなどもされており、綺麗に管理されております。問題ないと思います。

議長 続いて、番号3農地について、農業委員10番 金田 秀彦さんお願いします。

農委10番 譲渡人は元々島の方で土地を所有しており、将来戻る予定だったが、戻らないようになったので、島内親戚に譲り渡すという事で、大変良い話だと思います。お願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

《質疑なし》

本件について、ご異議ございませんか？

《異議なしの声多数》

異議なしと認め、本件については許可といたします。

議長 続いて、議案第2号 非農地証明願出書の承認についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 説明に入る前にお配りした資料に誤りがありましたので、本日机上に配布している訂正版の方をご覧ください。資料に誤りがありましたこととお詫びいたします。

議案第2号 非農地証明及び非農地判断願出書の承認について 下記の所有者より非農地証明及び非農地判断願出がありましたので、意見を求める。

令和7年8月25日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 宅地、農振区分 農振内、面積 552 m²

内容は非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は20年以上前から建物が建設されており、建物以外の部分においては駐車場として利用されている。転用許可申請をしないまま現状に至ってしまっているため、地目変更手続きに至れるよう、今回非農地証明を願いでることとした。

本案件については、航空写真により、平成13年時点ですでに建物が建っているのを確認済みです。非農地取扱区分は宅地化20年超によるものであります。

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、面積 993 m²

内容は非農地判断願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は現在山林化してしまっている状況にあり、当農地の荒廃の規模を踏まえても、今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地判断を願ひ出ることとした。非農地取扱区分は山林化によるものであります。

続いて、場所の説明に移ります。資料2ページをご覧ください。

番号1農地は八丈町和泉体験農園より八幡神社方面へ約100m進み左折、鴨川沿いを約360m進み左折、約40m進み右折、そこから道なりに約30m進んだ左側の場所になります。

3ページ目に農地図がございますので周辺環境等をご確認ください。

資料4ページをご覧ください。

番号2農地は八重根港船客待合所を大賀郷駐在所方面へ約760m進み左折し、そこから道なりに約60m進んだ右側の場所になります。5ページ目に農地図がございますので周辺環境等をご確認ください。

今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。

番号1農地については、既に今回の申請者である●●●●さんの住んでいた建物が建っており、●●●●さんの息子さんがりフォームを行い、今後も利用していくとのことで、今後農地としての利用は困難な状況であるため、非農地としても問題はないと思われま

す。番号2農地については、木々が高木化しており、今後農地としての利用は困難な状況であるため、非農地としても問題はないと思われま

す。それでは、ご意見をよろしく願ひいたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員、農業委員から意見をいただきます。

番号1農地について三根地区より推進委員4番 浅沼 美和子さん願ひします。

推委 4 事務局と農業委員と現地を確認してきました。家屋が建っており今後も家屋をリフォームを行い、使っていくとの事なので、非農地申請としても問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長 続けて、農業委員 13 番 浅沼 實さんお願ひします。

農委 13 推進委員の説明のとおりで、今後も家屋として利用していくとの事で、農地として利用するのは困難だと思われるので、問題ないと思ひます。

議長 続けて、大賀郷地域より推進委員 6 番 奥山 光洋さんお願ひします。

推委 6 土地としては、真っ平な土地で良い土地だと思ひますが、山林化が激しく農地に戻すのは非常に手がかかると思ひます。所有者の方も今後も手を付けられないとするなら、山林化での判断も致し方ないと思ひます。

議長 続いて、農業委員 8 番 菊池 みゆきさんお願ひします。

農委 8 現状、高木な木々も多々生えており、畑に再生するのは困難だと思ひます。問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

《質疑なし》

本件について、ご異議ございませんか？

《異議なしの声多数》

異議なしと認め、本件については許可といたします。